

ナガエツルノゲイトウによる農業被害を防ごう！

刈払い作業をする時は、作業前にナガエツルノゲイトウの有無を確認しましょう。気づかずに刈払うと生息域を拡大させるおそれがあります。
圃場や畦畔で発生が確認された場合は、除草剤等で防除してください。

ナガエツルノゲイトウは、茎や根などの小さい断片からでも再生し、すぐに繁茂します。水路、水田内、水田畦畔だけでなく、畑地や法面の陸地でも生育します。水田に侵入され放置すると、稲の生育阻害や作業効率の低下等を引き起こすため、早期発見、早期対処が重要です。



水路での繁茂



水田畦畔での繁茂



水田給水栓付近での繁茂

ナガエツルノゲイトウの見分け方

葉の特徴

- ・節から1対の葉がつく(対生)
- ・葉の先がややとがる



花の特徴

- ・花柄は葉のわきから伸びる
- ・花柄の長さは約1～4cm



茎の特徴

- ・茎の内部は空洞(ストロー状)
- ・節に短い毛が生える
- ・茎の表面はなめらか



ナガエツルノゲイトウによる 農業被害を防ぐ**3本の矢**

湖沼



①侵入防止フェンス



②捕獲ネット
(種もみネットを給水栓
の口に被せる)

第1の矢

 **水路への侵入防止**
湖沼・河川からの取水口に
侵入防止フェンスを設置

第2の矢

 **農地への侵入防止**
農地への給水栓口に捕獲
ネットを取付

第3の矢

 **農地でのまん延防止**
除草剤による防除

機場

用水路

②第2の矢

①第1の矢

河川

排水路

③第3の矢



③除草剤による防除

水田や畦畔でふやさない<発見したらすぐに防除!!>

【除草剤による駆除】

- ・本田・畦畔での防除は、ナガエツルノゲイトウによく効く成分を含む除草剤での防除が基本です！

【抜き取りによる駆除】

- ・植物の断片が残らないように丁寧に抜き取り、必ずブルーシート上で乾燥させて完全に枯らしてから各市町村のルールに従い処分してください。

※ナガエツルノゲイトウは特定外来生物に指定されているため、生きたままの保管・運搬等は法律により禁止されています。

・発生場所では刈払機等は使わない！

小さな茎や根の断片が水流を通じて移動して再生し、生息域を広げる原因となります。



本田・畦畔防除に有効な除草剤

本種は、1回の散布では再生する場合があるので、体系処理が有効です。

作物名	使用場所 ・使用時期	成分名等
水田作物	本田耕起前 (雑草生育期)	非選択性茎葉処理剤（グリホサートカリウム塩液剤等）
移植水稻	本田初期	ピラクロニルを有効成分に含む除草剤
移植水稻	本田中後期	フロルピラウキシフェンベンジルを有効成分に含む除草剤
水田作物	畦畔(通年)	非選択性茎葉処理剤（グリホサートカリウム塩液剤等）

※本田中後期の除草剤の使用にあたっては、収穫前日数に注意してください。

※表中の本田中後期の除草剤は、ナガエツルノゲイトウが大きくなると効果が低くなることが報告されています。雑草の生育程度を確認し使用を判断してください。

※資料の作成に当たっては、農薬使用基準の内容について細心の注意をはらっていますが、農薬を使用する方は、必ず、使用する前にはラベルを見て、対象作物、希釈倍数や使用量、使用時期、使用回数等を確認し、農薬の誤った使用を行わないようにしてください。

※れんこん等の生育を阻害するおそれがあるので、れんこん等の隣接田で使用する場合は、十分注意してください。

水稻収穫後の管理について

ナガエツルノゲイトウに対しては、除草剤による防除が基本です。

本田

①非選択性除草剤の散布

水稻収穫の約1か月後から霜が降るまでの間にラウンドアップマックスロードを水田刈跡の多年生雑草に対する農薬登録内容に従い、薬量1,000 ml/10a、水量5～100 L/10aで散布します。

本田

②秋耕起

除草剤の効果が現れた散布約1か月後以降に耕起(耕深約15 cm)を行います。

水田畦畔

水田畦畔の防除



ナガエツルノゲイトウが確認された畦畔では、再生能力のある断片を生じさせる刈払い機や畦畔草刈機による管理を避け、除草剤による防除を行います。

留意点 拡散防止(通年)

- 作業は未発生圃場から行い、使用した農機類は清掃し、茎断片を広げないようにしましょう

ナガエツルノゲイトウ、または、疑わしい植物を発見した場合は、下記にご相談ください。

【農地で発見した場合】

県北農林事務所 経営・普及部門 (日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市)	TEL : 0294-80-3340
県北農林事務所 常陸大宮地域農業改良普及センター (常陸大宮市、大子町)	TEL : 0295-53-0116
県央農林事務所 経営・普及部門 (水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村)	TEL : 029-227-1521
県央農林事務所 笠間地域農業改良普及センター (笠間市、城里町)	TEL : 0296-72-0701
鹿行農林事務所 経営・普及部門 (鹿嶋市、神栖市、鉾田市)	TEL : 0291-33-6192
鹿行農林事務所 行方地域農業改良普及センター (潮来市、行方市)	TEL : 0299-72-0256
県南農林事務所 経営・普及部門 (土浦市、石岡市、かすみがうら市)	TEL : 029-822-7242
県南農林事務所 稲敷地域農業改良普及センター (龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町)	TEL : 029-892-2934
県南農林事務所 つくば地域農業改良普及センター (取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町)	TEL : 029-836-1109
県西農林事務所 経営・普及部門 (下妻市、筑西市、桜川市)	TEL : 0296-24-9206
県西農林事務所 結城地域農業改良普及センター (結城市、常総市、八千代町)	TEL : 0296-48-0184
県西農林事務所 坂東地域農業改良普及センター (古河市、坂東市、五霞町、境町)	TEL : 0297-34-2134

【農業用の水路や機場で発見した場合】

県北農林事務所 土地改良部門 事業調整課 (常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町、日立市、高萩市、北茨城市)	TEL : 0294-80-3350
県央農林事務所 土地改良部門 事業調整課 (水戸市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、笠間市、城里町)	TEL : 029-221-6636
鹿行農林事務所 土地改良部門 事業調整課 (鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市)	TEL : 0291-33-4120
県南農林事務所 土地改良部門 事業調整課 (土浦市、石岡市、取手市、つくば市、守谷市、かすみがうら市、つくばみらい市、利根町、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町)	TEL : 029-822-5045
県西農林事務所 土地改良部門 事業調整課 (結城市、下妻市、常総市、筑西市、桜川市、八千代町、古河市、坂東市、五霞町、境町)	TEL : 0296-24-9241

茨城県農林水産部

農業技術課 (農地に関すること)	TEL : 029-301-3894
農村計画課 (農業水利施設の周辺に関すること)	TEL : 029-301-4150
県北農林事務所 企画調整部門 企画調整課	TEL : 0294-80-3301
県央農林事務所 企画調整部門 企画調整課	TEL : 029-350-3017
鹿行農林事務所 企画調整部門 企画調整課	TEL : 0291-33-6285
県南農林事務所 企画調整部門 企画調整課	TEL : 029-822-7083
県西農林事務所 企画調整部門 企画調整課	TEL : 0296-24-9164

(令和8年8月
農業技術課作成)